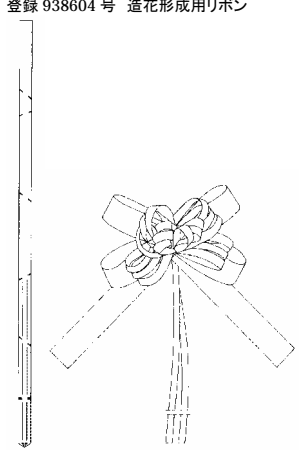



意匠分類記号	意匠分類の名称
F4-925	包装用飾り具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
F4-925	全	包装用飾り具	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
F3-13181	水引、のし等		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
包装用飾り具	包装用リボン		
定義			
包装用容器、包装された商品に装飾の目的で取り付けられるもの。			
登録 938604 号 造花形成用リボン	登録 1135834 号 びん・かめ・つぼ等に装着するしめ縄状飾り		
			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
代表的なもの			
①包装用リボン			
i・リボンを結んで特定の形に固定したものを分類する 汎用性のある長尺のリボンはM1-62に分類する			
ii・平面形状の紙面にリボンをつけているものに関しては、意匠に係る物品が「包装用リボン」「包装用飾り具」等の名称のもののみ分類する 「レットル」「包装用下げ札」等の名称のものはF4-200(レットル)に分類する その他、同形状のものでも名札、席札等の表示紙はF3-34(表示紙)に分類する			
②飾り具			
i・商品あるいは包装用容器に付ける飾り具を分類する			
・食品に直接付ける飾り具はA1-19(製造食品部品及び付属品)に分類する			
・水引及びのしはF3-13181に分類する			
過去に分類した物品の名称			
造花形成用リボン	装飾用造花	包装用容器の装飾体	
ボトル飾り	包装用瓶の表示具		